

平成24年度歩行者優先道路化検討業務委託 参考仕様書

1. 適用範囲

本参考仕様書は、周南市が発注する「平成24年度歩行者優先道路化検討業務委託」に適用するものとする。

2. 本業務の目的

本市では、新たな中心市街地活性化基本計画についての検討を進めており、その中で目指すべき中心市街地の将来イメージを「まちのストックを活かした、豊かな心を育む『公園都市（パークタウン）』の創造」としている。

「公園都市」は、「公園」のように居心地が良く、市民や来訪者の交流が生まれ、豊かな心が育まれる街であり、平成22年には中心市街地活性化協議会から「公園都市」実現に向けた事業の一つとして「銀座通のトランジットモール化整備」についての意見書が提出された。

このような背景から、平成23年度より「歩車共存のまちづくり」についてワークショップを開催し、平成24年5月から6月にかけて、銀座通りの歩行者優先道路化実現へ向けた第1段階として、「公園都市（パークタウン）」を体感し、広く市民に知ってもらうための社会実験を実施したところである。

本業務は、上記の検討及び実験結果を踏まえ、銀座通りを中心とした中心市街地内の道路の使い方について検討し、にぎわい創出のための「歩行者優先道路」の実現へ向けた更なる検討につなげていくことを目的として、実施するものである。

3. 総 則

本参考仕様書に特段の定めがないものについては、山口県業務委託共通仕様書（平成23年度）及び周南市契約事務規則によるものとする。

4. 業務実施対象範囲

周南市銀座通り及びその周辺を含めたエリアとする。

5. 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ①業務概要 ②実施方針 ③業務工程 ④業務組織計画
 - ⑤打合せ計画 ⑥成果品の内容、部数 ⑦使用する主な図書及び基準
 - ⑧連絡体制（緊急時含む） ⑨照査計画書 ⑩その他

6. 打合せ等

業務を適性かつ円滑に実施するため管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

7. 資料の貸与及び返却

- (1) 監督職員は、関係資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された関係資料等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (3) 受託者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

8. 成果品の提出

受託者は業務が完了したときは、設計図書に示す成果品（照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- (1) 報告書（A4版・バインダー形式） 3部 CD-ROM 1枚
- (2) 計画図・模型 1式
- (3) その他委託者が必要と認めるもの 1式

9. 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10. 業務内容

1) 計画準備

本業務の目的等を踏まえ、業務計画書を作成し業務実施内容や作業内容等を明らかにする。

2) 交差点容量解析及び協議用資料作成

銀座通りを一方通行またはトランジットモールにした場合の影響を調べるため、銀座通りの交差点容量解析を行う。

解析にあたっては、周南市において別途調査する交通量データを使用することとし、東京大学大学院 羽藤英二准教授の監修を受けること。

また、道路管理者、警察等との協議に使用するための資料を作成し、協議の支援を行う。

3) 歩行者優先道路化検討委員会の設置、運営

銀座通りの歩行者優先道路化実現に向け、意見を聴取し、調整を図るため、学識経験者、商店街関係者、交通事業者、まちづくり関係者、その他関係機関から構成される歩行者優先道路化検討委員会の設置、運営、取りまとめを行う。

会議の開催は3回程度とし、会議を進めるにあたっては、委員兼アドバイザーとして、東京大学大学院 羽藤英二准教授に参画してもらうこと。なお、委員の報償金、アドバイザーの旅費等については本業務に含めない。

4) 沿道商業者等の合意形成に向けた支援

銀座通りの歩行者優先道路化に伴い、沿道商業者等の合意形成を図るための資料作成等の支援をする。

5) 銀座通りの整備予定模型の作成

本業務における調査検討内容を反映させ、銀座通りにおいて実現可能な歩行者優先道路の素案を作成し、1/200 模型を作成する。

6) 「歩行者優先道路化」実現に向けた社会実験の事業計画の策定

本業務における調査検討内容をもとに、平成25年度に実施予定の「歩行者優先道路化実現に向けた社会実験」を実施するための事業計画を策定する。

計画の策定にあたっては、道路管理者、警察署、商店街関係者等との調整を行いながら進め、実施可能な内容となるよう留意すること。

7) 報告書作成

調査検討内容等を取りまとめ、報告書を作成する。

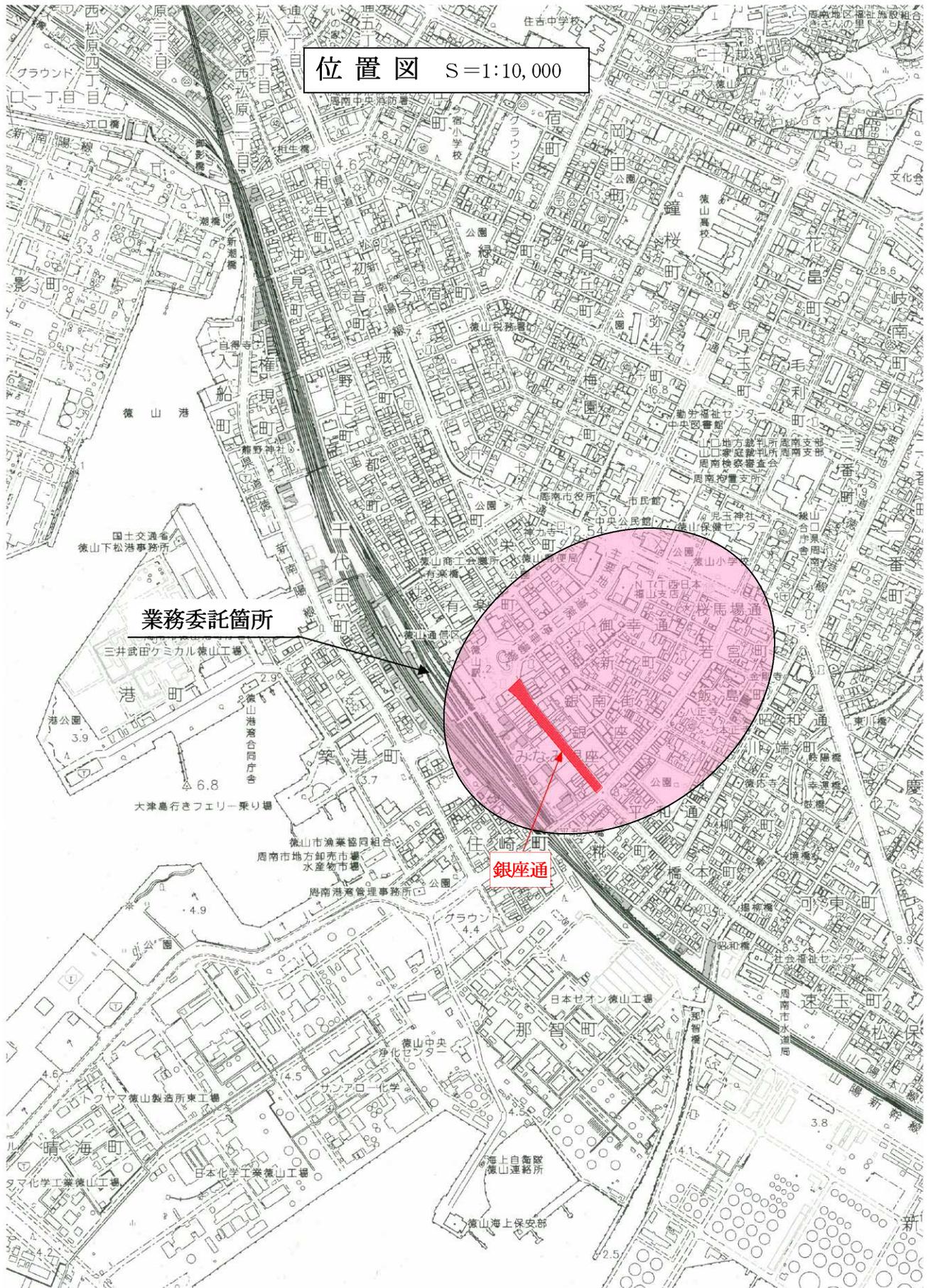
8) 打ち合わせ協議

業務実施に必要な打ち合わせ協議を実施する。協議回数は着手時、中間2回、成果品納品時の4回とする。また、着手時及び成果品納品時は管理技術者が出席するものとする。

11. その他の事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、協議を行い、委託者の指示に従うものとする。

位置図 S=1:10,000



業務委託箇所

銀座通